

ジャンボタニシ駆除に椿油粕を使用することは違法です！

特殊肥料である**椿油粕**をジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の※駆除目的で使用すると農薬取締法違反となります。

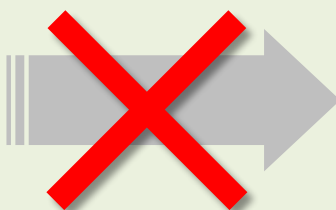
※ 最高で3年以下の懲役もしくは100万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金が科せられます。

- **椿油粕**には魚介類に影響のある成分「サポニン」が含まれています。ジャンボタニシの駆除には、登録のある農薬を使用しましょう。



椿油粕肥料

駆除に使用



ジャンボタニシ

- 椿油粕を肥料として使用する場合も、水を張った水田や用排水路、池などに流出しやすい場所では使わないようにしましょう。

お問い合わせ先

熊本県農林水産部 農業技術課 植物防疫・農薬監視班

TEL : 096-333-2381

または各広域本部（地域振興局）農業普及・振興課まで